

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年 9月18日
【発行者の名称】	株式会社オフィスバスターズ (OFFICEBUSTERS CORPORATION)
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 天野 太郎
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内神田一丁目1番7号
【電話番号】	(03)6262-3155(代表)
【事務連絡者氏名】	CFO経理財務部長 柿本 偉雄
【担当J-Adviserの名称】	フィリップ・キャピタル証券株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永堀 真
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号 虎ノ門ヒルズ 森タワー
【担当J-Adviserの財務状況が公表される ウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	(03)3666-2321
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社オフィスバスターズ https://www.officebusters.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第１【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第22期中	第23期中	第24期中	第22期	第23期
決算年月	自 2024年 1月 1日 至 2024年 6月30日	自 2025年 1月 1日 至 2025年 6月30日	自 2026年 1月 1日 至 2026年 6月30日	自 2024年 1月 1日 至 2024年 12月31日	自 2025年 1月 1日 至 2025年 12月31日
売上高 (千円)	9,478,510	10,819,676	12,263,343	18,389,729	20,964,558
経常利益 (千円)	809,042	867,921	915,779	1,132,396	1,310,563
親会社株主に帰属する 中間（当期）純利益 (千円)	503,879	560,344	585,327	735,889	869,252
中間包括利益又は包括利益 (千円)	503,879	564,389	602,329	735,889	877,333
純資産額 (千円)	4,711,244	5,507,644	6,422,918	4,943,255	5,820,588
総資産額 (千円)	7,399,815	8,612,328	9,946,053	8,097,681	9,055,018
1株当たり純資産額 (円)	2,919.69	3,413.37	3,980.73	3,063.51	3,607.36
1株当たり中間（当期）純利益 (円)	312.35	347.35	362.84	456.17	538.84
潜在株式調整後1株当たり 中間（当期）純利益 (円)	305.86	340.14	355.30	446.70	527.65
自己資本比率 (%)	63.7	63.9	64.6	61.0	64.3
自己資本利益率 (%)	11.4	10.7	9.6	16.3	16.2
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	6.5
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	784,424	842,746	890,206	1,176,200	1,173,140
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△264,733	△236,395	△481,579	△592,314	△663,933
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△50,872	△30,415	48,260	△81,108	△114,033
現金及び現金同等物の 中間期末（期末）残高 (千円)	3,652,441	4,261,553	4,538,123	3,686,257	4,081,235
従業員数 (人)	575 (95)	638 (106)	684 (126)	586 (108)	669 (124)

- (注) 1. 第22期中間、第23期中間、第24期中間及び第22期の株価収益率については、当社株式の売買実績がなく株価を把握できないため記載しておりません。
2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パート、アルバイト）は、期中の平均人員を（ ）外数で記載しております。
3. 第22期中間の中間連結財務諸表、第22期及び第23期の連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、有限責任大有監査法人の監査を受けております。
- また、第23期中間及び第24期中間の中間連結財務諸表については、同項の規定に基づき、有限責任大有監査法人による期中レビューを受けております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び連結子会社）で営む事業については重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び連結子会社）の関係会社の状況について、重要な変更はありません。

4【従業員の状況】

（1）連結会社の状況

2026年 6月30日現在

セグメント名称	従業員数(人)
東日本セグメント	559 (108)
西日本セグメント	125 (18)
合計	684 (126)

（注） 1．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パート、アルバイト）は、当中間連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

（2）発行者の状況

2026年 6月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
512 (102)	37.44	5.8	5,453

セグメントの名称	従業員数（人）
東日本セグメント	393 (84)
西日本セグメント	119 (18)
合計	512 (102)

（注） 1．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パート、アルバイト）は、当中間連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

（3）労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間（2026年 1月 1日～ 6月30日）におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな回復基調で推移したものの、ウクライナ情勢や米国・イスラエルとイランの衝突をはじめとする中東情勢の緊迫化等の地政学的リスク、米国の通商政策を巡る不確実性、エネルギー価格や諸資材の高騰、持続的な賃上げに伴う人件費の上昇等により、先行き不透明な状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループでは世界的循環をリードするサーキュラー（循環）総合商社へのビジョンを掲げ、2025年から新たな3か年計画「BiCG STEP 2027」を策定し、前年に引き続き事業戦略、投資戦略などに一丸となって取り組みました。

この結果、当中間連結会計期間の業績は、売上高12,263,343千円（前年同期比13.3%増）、営業利益は910,293千円（前年同期比6.1%増）、経常利益は915,779千円（前年同期比5.5%増）、親会社株主に帰属する中間純利益は585,327千円（前年同期比4.5%増）となりました。セグメント別では、東日本セグメントは増収増益傾向、西日本セグメントは増収減益傾向となりました。

報告セグメントごとの業績は、次のとおりであります。

① 東日本セグメント

関東エリアでは、リユース品販売事業、オフィスファシリティ事業、引揚事業、レンタル事業をワンストップで提供しております。リユース品販売事業では、主要商品である中古オフィス家具の拡充を図り、需給バランスに応じた細やかな単価設定を実施するとともに、高単価の会議用中古ブースや新品オフィス家具販売も拡大しました。また、既存店舗の移転や物流センターの拡充を実施し販売体制の強化を図りました。周辺事業のオフィスファシリティ事業、引揚事業、レンタル事業においては、従来の中小企業向けに加え、大企業向けの提案営業にも力を入れるとともに、新規顧客およびリピーター顧客の多様な働き方に対応するオフィス変化ニーズに合わせた提案実施や、同一顧客への複数商材やサービスの提案を強化し、サーキュラー総合商社として事業基盤の拡大に取り組んでおります。

東北エリア、中部エリアにおいても、営業人員の拡充による複合商材やサービスの提案強化を行い、従来のリユース品販売事業に加えて、オフィスファシリティ事業と引揚事業の拡大に努めました。

以上の結果、当中間連結会計期間におけるセグメント売上は9,545,263千円（前年同期比15.9%増）、セグメント利益は813,152千円（前年同期比11.7%増）となりました。

② 西日本セグメント

関西エリアでは、店舗部隊と営業部隊の連携強化を図り、営業部隊による部署を横断した総合提案を促進し、販売・工事・引揚サービスの総合提案力の強化を行ったところ、新規顧客とリピーター顧客の両顧客に対する複合商材やサービスが促進されました。

九州エリアにおいては、従来のリユース品販売事業に加えてオフィスファシリティ事業や引揚事業を拡大した他、地場仕入の強化や案件紹介元とのリレーション強化に努めました。

以上の結果、当中間連結会計期間におけるセグメント売上は2,718,079千円（前年同期比5.2%増）、セグメント利益は112,774千円（前年同期比25.3%減）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は、前連結会計年度末に比べ、456,887千円増加し4,538,123千円となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により獲得した資金は890,206千円（前年同期は842,746千円の獲得）となりました。これは、税金等調整前中間純利益915,779千円によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は481,579千円（前年同期は236,395千円の使用）となりました。これは、主に定期預金の預入れによる支出180,420千円、有形固定資産の取得による支出225,652千円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により獲得した資金は48,260千円（前年同期は30,415千円の使用）となりました。これは、主に短期借入金の純増額60,000千円、長期借入金の返済による支出16,740千円によるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

(2) 受注状況

該当事項はありません。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間の販売実績を示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 2026年 1月 1日 至 2026年 6月30日)	前年同期比 (%)
東日本セグメント (千円)	9,545,263	115.9
西日本セグメント (千円)	2,718,079	105.2
合計 (千円)	12,263,343	113.3

(注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。

2. 主な販売先については、総販売実績の100分の10以上の販売先がないため記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社の対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の発行者情報に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

また、株式会社東京証券取引所が運営をおこなっておりますTOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し以下に記載します。

(J-Adviser との契約について)

当社は、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場しております。当社ではフィリップ・キャピタル証券(株)を担当J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2017年11月1日にフィリップ・キャピタル証券(株)との間で、担当J-Adviser 契約（以下「当該契約」という）を締結しております。当該契約はTOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviser を確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。

当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ・キャピタル証券(株)（以下「乙」という）はJ-Adviser 契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という）において、債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対象とし甲が提出する当該再建計画並びに次のa及び、bに定める書類に基づき行う。

a 次の（a）又は（b）の場合の区分に従い、当該（a）又は（b）に規定する書面

（a）法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

（b）私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合、甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難であ

る旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る）、甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

- ④ 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaからcの全てに該当するものをいう。

a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。

（a）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

（b）甲が前号cに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。

（a）当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

（b）前aの（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

- ⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する）の日。

（a）TOKYO PRO Market の上場株券等

（b）上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合、当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む）についての書面による報告を受けた日）。

c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（③bの規定の適用を受ける場合を除く）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

- ⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

- ⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

- ⑧ 有価証券報告書又は四半期報告書並びに発行情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書並びに発行情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

- ⑨ 虚偽記載又は不適正意見等
次のa又はbに該当する場合
- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。
 - b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。
- ⑩ 法令違反及び上場規程違反等
甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。
- ⑪ 株式事務代行機関への委託
甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。
- ⑫ 株式の譲渡制限
甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。
- ⑬ 完全子会社化
甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。
- ⑭ 指定振替機関における取扱い
甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。
- ⑮ 株主の権利の不当な制限
株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行なっていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。
- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く）。
 - b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
 - c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う）。
 - d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
 - e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。
 - f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
 - g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。
- ⑯ 全部取得
甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。
- ⑰ 株式売渡請求による取得
特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合
- ⑱ 株式併合
甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合
- ⑲ 反社会的勢力の関与
甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。
- ⑳ その他
前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1 ヶ月前に書面で通知することにより、本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

経営上の重要な契約等はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当中間連結会計期間末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当中間連結会計期間末における流動資産の残高は7,554,826千円で、前連結会計年度末に比べ781,295千円増加しております。現金及び預金の増加637,507千円が主な変動要因であります。

(固定資産)

当中間連結会計期間末における固定資産の残高は2,391,227千円で、前連結会計年度末に比べ109,739千円増加しております。無形固定資産のソフトウェアの増加54,399千円が主な変動要因であります。

(流動負債)

当中間連結会計期間末における流動負債の残高は3,326,308千円で、前連結会計年度末に比べ277,855千円増加しております。買掛金の増加116,573千円、未払法人税等の増加160,846千円が主な変動要因であります。

(固定負債)

当中間連結会計期間末における固定負債の残高は196,826千円で、前連結会計年度末に比べ10,849千円増加しております。繰延税金負債の増加8,759千円が主な変動要因であります。

(純資産)

当中間連結会計期間末における純資産の残高は6,422,918千円で、前連結会計年度末に比べ602,329千円増加しております。当中間連結会計期間の親会社株主に帰属する中間純利益による増加585,327千円が主な変動要因であります。

(3) 経営成績の分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(1)業績」に記載しております。

(4) キャッシュ・フローの分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

(5) 経営者の問題意識と今後の方針について

「第3【事業の状況】3【対処すべき課題】」に記載しております。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(2026年 6月30日)(株)	公表日現在発行数(2026年 9月18日)(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	3,200,000	1,585,800	1,614,200	1,614,200	東京証券取引所 TOKYO PRO Market	単元株式数 100株
計	3,200,000	1,585,800	1,614,200	1,614,200	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

区分	中間連結会計期間末現在 (2026年 6月30日)	公表日の前月末現在 (2026年 8月31日)
新株予約権の数(個)	40,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	80,000(注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,004(注) 2	同左
新株予約権の行使期間	自 2022年12月26日 至 2032年12月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,004 資本組入額 1,002(注) 3	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1. 新株予約権の数

新株予約権1個につき目的となる株式数は、2株です。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)後、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整します。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

2. 新株予約権の行使時の払込金額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の目的である株式1株あたりの払込価額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とします。行使価額は、2,004円とします。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使、普通株式以外の種類の株式の取得請求権の行使もしくは当該株式の取得条項の発動に基づく新株の発行もしくは自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} = \begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{c} \text{既発行} \\ \text{株式数} + \end{array} \frac{\begin{array}{c} \text{新規発行 1 株あたり} \\ \text{株式数} \times \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{c} \text{新規発行前の 1 株あたりの時価} \end{array}}}{\begin{array}{c} \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \end{array}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付がなされることとなる新株予約権または普通株式以外の種類の株式が発行される場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とします。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という）は、2023年12月期から2027年12月期の事業年度において、当社の連結経常利益が一度でも1,500百万円を超過した場合にのみ、本新株予約権を行使することができるものとします。なお、上記の連結経常利益の判定においては、当社の発行情報または有価証券報告書に記載された連結損益計算書における連結経常利益の数値を用いるものとし、当該連結損益計算書に株式報酬費用が計上されている場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前連結経常利益をもって判定するものとします。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとします。
- (2) 新株予約権者は、当社普通株式がプライム市場、スタンダード市場またはグロース市場のいずれかの金融商品取引所に上場された場合にのみ本新株予約権を行使することができるものとします。
- (3) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、執行役員又は従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。
- (4) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとします。また、当社と契約関係のある信託会社が新株予約権者である場合において、当該信託会社を受託者とする信託の信託財産に属する新株予約権に係る受益者が確定した後、当該受益者に対する当該新株予約権の交付前に当該受益者が死亡したときは、当該受益者に交付すべき新株予約権の権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとします。
- (5) 当社と契約関係のある信託会社が新株予約権者である場合において、当該信託会社を受託者とする信託の信託財産に属する新株予約権について受益者が確定しないまま当該信託に係る契約が終了したとき、当該新株予約権の権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとします。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合、下記（4）における「当社取締役会が別途定める日」以降、当社と契約関係のある信託会社を受託者とする信託の信託財産に属する新株予約権の行使は認めないものとし、当該合併契約、当該会社分割、当該株式交換、当該株式交付または当該株式移転の効力発生日の時点で当社と契約関係のある信託会社を受託者とする信託の信託財産に属する新株予約権は消滅するものとします。疑義を避けるために付言すると、本号に基づく消滅は、下記（6）に基づき再編対象会社の新株予約権が当社と契約関係のある信託会社に交付されることを妨げません。
- (2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過する場合は、当該本新株予約権の行使を行うことはできません。
- (3) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできません。
- (4) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定め

る日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができます。ただし、当社と契約関係にある信託会社が新株予約権者である場合にはこの限りではありません。

- (5) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記4.(1)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができます。ただし、当社と契約関係にある信託会社が新株予約権者である場合にはこの限りではありません。

- (6) 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案の上、上記1.に準じて決定します。

- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、記2.で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とします。

- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記に定める行使期間の末日までとします。

- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3.(1)に準じて決定します。

- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会(取締役会非設置会社の場合は株主総会)の議による承認を要するものとします。

- ⑧ その他新株予約権の行使の条件

上記4.(1)に準じて決定します。

- ⑨ 新株予約権の取得事由及び条件

上記⑤に準じて決定します。

- ⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定します。

6. 当社代表取締役会長である天野太郎は、当社グループ役職員のモチベーションの維持・向上を図るとともに中長期的な企業価値向上へのインセンティブを付与することを目的として、2022年12月6日開催の臨時株主総会決議に基づき、2022年12月12日付でコタエル信託株式会社を受託者として時価発行新株予約権信託(以下「本信託」という)を設定しており、当社は本信託の受託者に対して、会社法に基づき2022年12月26日に第1回新株予約権を発行しております。本信託は、当社グループの現役職員及び将来採用された役職員等に対して、将来の功績に応じて、コタエル信託株式会社に付与した第1回新株予約権40,000個(1個あたり1株相当)を段階的に分配するものです。第1回新株予約権の分配を受けた者は、第1回新株予約権発行要綱の内容に従って、当該新株予約権を行使することができます。本信託の概要は以下の通りです。なお、2023年5月1日付で株式分割(1株につき2株の割合)を行ったため、本発行者情報作成時点において1個あたり2株相当となっております。

信託の名称	時価発行新株予約権信託
委託者	天野太郎
受託者	フロンティア信託株式会社
信託契約日	2022年12月12日
信託財産	第1回新株予約権 40,000個
信託の目的	受託者は、受益者指定日まで信託財産である新株予約権（及び金銭）を管理し、受益者指定日に受益者が確定し次第、これを受益者に交付する。
受益者	受益者指定日において当社役職員等の中から、当社が別途定める交付ガイドラインに従い指定されたものが受益者となる。なお、委託者及びその親族並びにこれらの者を実質的支配者とする法人や組合は含まない。
受益者指定日	受益者指定日とは、新株予約権の交付対象者が決定される日をいい、本信託においては2023年3月末以降毎年3月末、6月末、9月末及び12月末とされる。但し、ロックアップ期間中は当社役職員等を受益者として指定しない。
評価委員会	受益候補者に対するインセンティブパッケージの付与、本評価、受益者指定日における受益者指定、並びに交付ガイドラインの改訂に関する意思決定機関をいう。 評価委員会は、当社の管理担当取締役及び社外役員複数名によって構成され、多数決により決定されるものとする（念のため、委託者は参加することができない。また、何人も自らに関する議案の決定に参加することはできない。）。なお、評価委員会が組織されるまでの間は、委託者、代表取締役及び人事担当取締役以外の取締役又は人事担当の役職者以外の役職者によって、評価委員会の権限を代行し、追認を得るものとする。この場合であっても、何人も自らに関する議案の決定に参加することはできないものとする。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2023年 5月 1日 (注)	807, 100	1, 614, 200	—	74, 950	—	25, 050

(注) 2023年 3月14日開催の取締役会決議により、2023年 5月 1日付で普通株式1株を2株とする株式分割を実施しております。

(6) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式（自己株式を除く）の総数に対する所有株式数の割合（％）
天野 太郎	東京都港区	729, 300	45. 21
株式会社テンポスホールディングス	東京都大田区東蒲田 2-30-17	450, 000	27. 89
株式会社アトライ	東京都港区新橋 1-18-21 第一日比谷ビル 5F	150, 200	9. 31
芙蓉総合リース株式会社	東京都千代田区麹町 5-1-1	60, 000	3. 72
熊谷 正慶	千葉県柏市	52, 000	3. 22
大森 潮見	東京都大田区	40, 000	2. 48
オフィスバスターズ従業員持株会	東京都千代田区内神田 1-1-7	22, 400	1. 39
岡田 克毅	東京都港区	11, 000	0. 68
南崎 泰臣	東京都世田谷区	8, 800	0. 55
藤本 匡彦	東京都世田谷区	7, 600	0. 47
計	—	1, 531, 300	94. 92

※ 株式会社アトライは代表取締役会長天野太郎の資産管理会社であります。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年 6月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式 (自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式 (その他)	-	-	-
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 1,000	-	-
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,613,200	16,132	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	1,614,200	-	-
総株主の議決権	-	16,132	-

② 【自己株式等】

2026年 6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社 オフィスバスターズ	東京都千代田区 内神田 1-1-7	1,000	-	1,000	0.06
計	-	1,000	-	1,000	0.06

2 【株価の推移】

【最近 6月間の月別最高・最低株価】

月別	2026年 1月	2026年 2月	2026年 3月	2026年 4月	2026年 5月	2026年 6月
最高 (円)	—	—	—	—	—	—
最低 (円)	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は東京証券取引所 TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

2. 2026年 1月から2026年 6月については、売買実績がありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報公表後、当中間発行者情報公表日までにおいて、役員の異動はありません。

第6【経理の状況】

1 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。当社の中間連結財務諸表は、第一種中間連結財務諸表であります。
- (2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間(2026年1月1日から2026年6月30日まで)の中間連結財務諸表について、有限責任大和監査法人による期中レビューを受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位:千円)

	前連結会計年度 (2025年12月31日)	当中間連結会計期間 (2026年 6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,086,235	4,723,743
受取手形	39,011	69,727
売掛金	1,703,003	1,780,905
商品	418,194	444,573
仕掛品	331,851	360,519
その他	196,970	178,023
貸倒引当金	△1,734	△2,665
流動資産合計	6,773,531	7,554,826
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	298,984	269,257
レンタル資産（純額）	554,849	582,491
工具、器具及び備品（純額）	70,114	65,519
土地	112,281	112,281
その他（純額）	3,754	9,327
有形固定資産合計	1,039,983	1,038,877
無形固定資産		
のれん	30,896	27,034
ソフトウェア	69,280	123,680
その他	614	599
無形固定資産合計	100,791	151,314
投資その他の資産		
投資有価証券	132,665	158,427
関係会社株式	66,599	66,599
敷金及び保証金	456,999	439,379
繰延税金資産	121,620	147,487
その他	362,826	389,140
投資その他の資産合計	1,140,711	1,201,035
固定資産合計	2,281,487	2,391,227
資産合計	9,055,018	9,946,053

(単位:千円)

	前連結会計年度 (2025年12月31日)	当中間連結会計期間 (2026年 6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	68,918	128,600
買掛金	1,316,635	1,433,208
短期借入金	—	60,000
1年内返済予定の長期借入金	37,663	23,923
未払金	184,823	185,845
未払法人税等	185,117	345,963
未払消費税等	125,597	118,465
預り金	124,932	103,745
契約負債	584,858	550,867
賞与引当金	94,469	108,338
その他	325,436	267,350
流動負債合計	3,048,452	3,326,308
固定負債		
長期借入金	12,652	14,652
資産除去債務	137,196	137,448
繰延税金負債	13,574	22,333
退職給付に係る負債	16,970	17,872
その他	5,583	4,519
固定負債合計	185,977	196,826
負債合計	3,234,429	3,523,134
純資産の部		
株主資本		
資本金	74,950	74,950
資本剰余金	57,150	57,150
利益剰余金	5,680,108	6,265,435
自己株式	△900	△900
株主資本合計	5,811,308	6,396,635
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	8,080	25,083
その他の包括利益累計額合計	8,080	25,083
新株予約権	1,200	1,200
純資産合計	5,820,588	6,422,918
負債純資産合計	9,055,018	9,946,053

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位:千円)

	前中間連結会計期間 (自 2025年 1月 1日 至 2025年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年 1月 1日 至 2026年 6月30日)
売上高	10,819,676	12,263,343
売上原価	6,621,194	7,640,831
売上総利益	4,198,482	4,622,511
販売費及び一般管理費	※3,340,457	※3,712,218
営業利益	858,025	910,293
営業外収益		
受取利息	2,103	4,686
受取配当金	—	65
為替差益	—	109
販売奨励金収入	3,691	—
その他	7,439	1,874
営業外収益合計	13,234	6,735
営業外費用		
支払利息	1,252	976
為替差損	1,236	—
その他	848	273
営業外費用合計	3,337	1,250
経常利益	867,921	915,779
特別損失		
固定資産除却損	2,173	—
特別損失合計	2,173	—
税金等調整前中間純利益	865,748	915,779
法人税、住民税及び事業税	275,047	356,318
法人税等調整額	30,355	△25,866
法人税等合計	305,403	330,452
中間純利益	560,344	585,327
親会社株主に帰属する中間純利益	560,344	585,327

【中間連結包括利益計算書】

(単位:千円)

	前中間連結会計期間 (自 2025年 1月 1日 至 2025年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年 1月 1日 至 2026年 6月30日)
中間純利益	560,344	585,327
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	4,044	17,002
その他の包括利益合計	4,044	17,002
中間包括利益 (内訳)	564,389	602,329
親会社株主に係る中間包括利益	564,389	602,329

③【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位:千円)

	前中間連結会計期間 (自 2025年 1月 1日 至 2025年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年 1月 1日 至 2026年 6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	865,748	915,779
減価償却費	162,912	194,930
のれん償却額	—	3,862
有形固定資産除却損	2,173	—
受取利息及び受取配当金	△2,103	△4,752
支払利息	1,252	976
為替差損益(△は益)	640	—
賞与引当金の増減額(△は減少)	9,036	13,869
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△214	930
売上債権の増減額(△は増加)	△38,000	△108,618
棚卸資産の増減額(△は増加)	104,324	△51,105
仕入債務の増減額(△は減少)	57,328	202,579
未払金の増減額(△は減少)	△36,155	294
未払消費税等の増減額(△は減少)	12,594	△5,814
契約負債の増減額(△は減少)	95,377	△33,990
預り金の増減額(△は減少)	△14,134	△21,311
レンタル資産の売却による原価振替高	7,730	24,980
その他	△94,571	△61,036
小計	1,133,940	1,071,573
利息及び配当金の受取額	2,048	4,666
利息の支払額	△1,252	△916
法人税等の支払額	△291,989	△185,117
営業活動によるキャッシュ・フロー	842,746	890,206
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入れによる支出	△520	△180,420
定期預金の払出による収入	1,080	1,200
貸付金の回収による収入	4,638	3,954
有形固定資産の取得による支出	△227,397	△225,652
有形固定資産の売却による収入	1,758	—
無形固定資産の取得による支出	△3,917	△77,905
敷金及び保証金の差入れによる支出	△5,693	△345
敷金及び保証金の返還による収入	11,773	24,484
その他	△18,117	△26,893
投資活動によるキャッシュ・フロー	△236,395	△481,579
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	—	60,000
長期借入れによる収入	—	5,000
長期借入金の返済による支出	△30,415	△16,740
財務活動によるキャッシュ・フロー	△30,415	48,260
現金及び現金同等物に係る換算差額	△640	—
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	575,295	456,887
現金及び現金同等物の期首残高	3,686,257	4,081,235
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 4,261,553	※ 4,538,123

【注記事項】

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(中間連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

一部の連結子会社の税金費用については、当中間連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(中間連結損益計算書関係)

※販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2025年 1月 1日 至 2025年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年 1月 1日 至 2026年 6月30日)
給料手当	1,489,692千円	1,611,395千円
賞与	185,514	259,120
賞与引当金繰入	91,285	105,421
退職給付費用	4,568	4,442
貸倒引当金繰入	△214	930

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2025年 1月 1日 至 2025年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年 1月 1日 至 2026年 6月30日)
現金及び預金勘定	4,261,953千円	4,723,743千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△400	△185,620
現金及び現金同等物	4,261,553	4,538,123

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間連結会計期間 (自 2025年 1月 1日 至 2025年 6月30日)

エリアセグメント別

(単位:千円)

	東日本セグメント	西日本セグメント	合計
一時点で移転される財	7,074,094	2,583,055	9,657,149
一定の期間にわたり移転される財	1,162,527	—	1,162,527
顧客との契約から生じる収益	8,236,621	2,583,055	10,819,676
外部顧客への売上高	8,236,621	2,583,055	10,819,676

事業セグメント別

(単位:千円)

	事業セグメント					合計
	リユース品 販売事業 (※一部新 品販売を含 む)	オフィスフ ァシリティ 事業 (※一 部商品販売 を除く)	引揚サービ ス事業	レンタル 事業	その他	
一時点で移転される財	5,421,733	1,947,402	2,288,013	—	—	9,657,149
一定の期間にわたり移転される財	—	—	—	979,948	182,578	1,162,527
顧客との契約から生じる収益	5,421,733	1,947,402	2,288,013	979,948	182,578	10,819,676
外部顧客への売上高	5,421,733	1,947,402	2,288,013	979,948	182,578	10,819,676

当中間連結会計期間 (自 2026年 1月 1日 至 2026年6月30日)

エリアセグメント別

(単位:千円)

	東日本セグメント	西日本セグメント	合計
一時点で移転される財	8,180,222	2,718,079	10,898,302
一定の期間にわたり移転される財	1,365,041	—	1,365,041
顧客との契約から生じる収益	9,545,263	2,718,079	12,263,343
外部顧客への売上高	9,545,263	2,718,079	12,263,343

事業セグメント別

(単位:千円)

	事業セグメント					合計
	リユース品 販売事業 (※一部新 品販売を含 む)	オフィスフ ァシリティ 事業 (※一 部商品販売 を除く)	引揚サービ ス事業	レンタル 事業	その他	
一時点で移転される財	5,915,887	2,510,862	2,471,552	—	—	10,898,302
一定の期間にわたり移転される財	—	—	—	1,148,201	216,839	1,365,041
顧客との契約から生じる収益	5,915,887	2,510,862	2,471,552	1,148,201	216,839	12,263,343
外部顧客への売上高	5,915,887	2,510,862	2,471,552	1,148,201	216,839	12,263,343

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前中間連結会計期間（自 2025年 1月 1日 至 2025年 6月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	中間連結財務諸表 計上額
	東日本 セグメント	西日本 セグメント	計		
売上高					
外部顧客への売上高	8,236,621	2,583,055	10,819,676	—	10,819,676
計	8,236,621	2,583,055	10,819,676	—	10,819,676
セグメント利益	727,723	150,952	878,676	△20,651	858,025

(注) 1. 調整額の内容は以下の通りです。

- (1) セグメント利益の調整額△20,651千円は各報告セグメントに配分していない全社費用であり、その内容は、報告セグメントに帰属しない主に本社管理部門に係る費用であります。

II 当中間連結会計期間（自 2026年1月1日 至 2026年6月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	中間連結財務諸表 計上額
	東日本 セグメント	西日本 セグメント	計		
売上高					
外部顧客への売上高	9,545,263	2,718,079	12,263,343	—	12,263,343
計	9,545,263	2,718,079	12,263,343	—	12,263,343
セグメント利益	813,152	112,774	925,926	△15,633	910,293

(注) 1. 調整額の内容は以下の通りです。

- (1) セグメント利益の調整額△15,633千円は各報告セグメントに配分していない全社費用であり、その内容は、報告セグメントに帰属しない主に本社管理部門に係る費用であります。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2025年 1月 1日 至 2025年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年 1月 1日 至 2026年 6月30日)
(1) 1株当たり中間純利益	347円35銭	362円84銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益 (千円)	560,344	585,327
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 中間純利益 (千円)	560,344	585,327
普通株式の期中平均株式数 (株)	1,613,200	1,613,200
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益	340円14銭	355円30銭
(算定上の基礎)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 中間純利益調整額 (千円)	—	—
普通株式増加数 (株)	34,194	34,194
希薄化効果を有しないため、潜在株式 調整後1株当たり中間純利益の算定に 含めなかった潜在株式の概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第 1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026 年 9 月 18 日

株式会社オフィスバスターズ
取締役会 御中

有限責任大有監査法人
東京都千代田区

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鴨田 真一郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 桑原 桂子

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社オフィスバスターズの2026年1月1日から2026年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(2026年1月1日から2026年6月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オフィスバスターズ及び連結子会社の2026年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・中間連結財務諸表に対する結論表明のための基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上